

拡充される「教育訓練給付金」の 対象講座についてのお知らせ

厚生労働省では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合を引き上げることとしています。

長崎県内の新しい制度の対象となる講座は、以下のとおりです。

厚生労働省のホームページでもお知らせをしておりますので、ご確認ください。

[拡充対象となる講座]

- ## ○平成26年10月開講講座

- ## ○平成27年4月以降開講講座

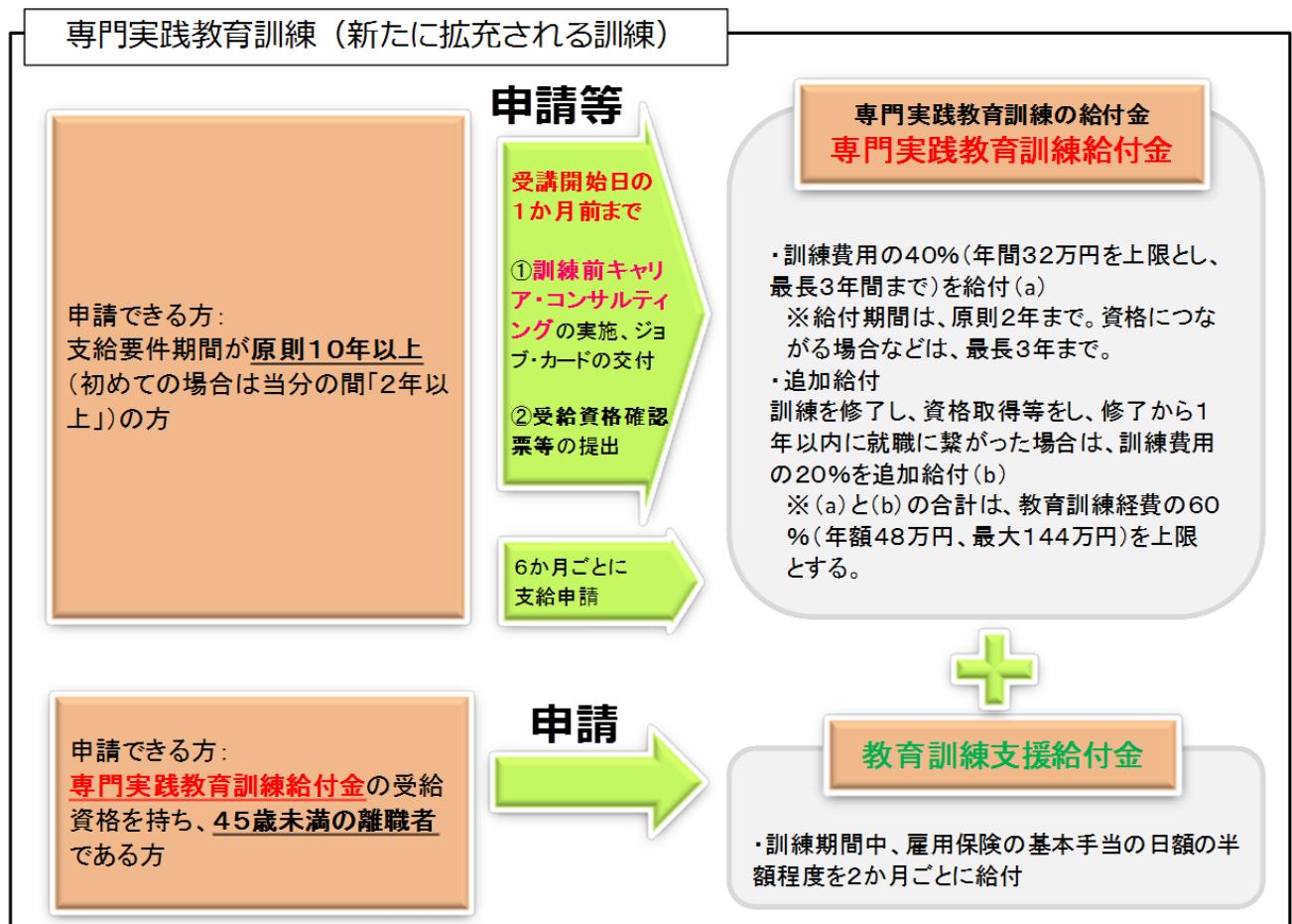
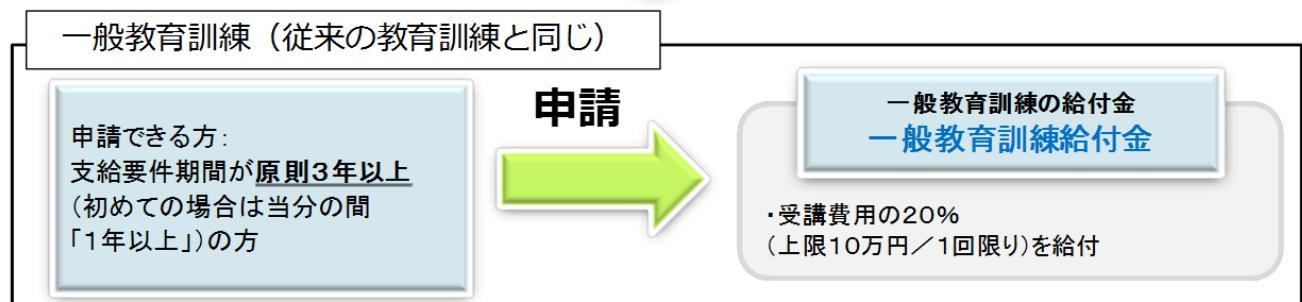
平成26年10月1日からの教育訓練給付制度の概要

10月1日以降は「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類になります。

平成26年9月30日まで



平成26年10月1日から



※現在、雇用保険の一般被保険者であるか、また一般被保険者であったなど、一定の要件を満たす方が対象。

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）についてはこちらまで

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/